平成28年度事業地域包括支援センター事業実施基準【自己評価票】　　港区　地域包括支援センター

概ね評価基準に合致している場合を3とし、それ以上できている場合は最大を5として、評価基準に至っていない場合は最小を1とする

項目		実施基準	自己評価欄(1～5)
運営体制	職員の適正配置	・3職種を定数配置している	4
	必要書類の作成と確実な提出	・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出	3
	専門性の確保	・職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている	4
		・研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている	4
	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	3
	苦情解決体制の整備	・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している	3
		・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している	4
	個人情報の保護	・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている	4
		・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している	4
	介護予防支援プラン作成	・職員一人あたりのプラン作成が 20件以下	4
	中立・公正性の確保	・介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りがない(占有率50%未満)	3
業務別取組み	高齢者支援のためのネットワークの構築	・地域ケア会議を圏域内高齢者人口2万人以上では平均月2回以上開催している (2万人未満では平均月1回以上)	4
		・ブランチ連絡会を隔月に1回以上開催している ★	4
		・専門機関団体(地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等)と連携強化のための会議を年2回以上開催している	4
		・住民組織(ﾈｯﾄﾜｰｸ委員会・民生委員協議会等)と連携強化のための会議を年2回以上開催している	4
	包括的継続的ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ (ケアマネ支援)	・介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある	3
		・居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している	4
		・介護支援専門員から事例対応の相談を受け、継続的に支援しているｹｰｽがある	4
	総合相談	・総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上 ］いずれもを満たす	3
		・総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上 ］	3
	介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	・二次予防事業対象者への効果的な支援のあり方について地域特性を踏まえて計画し、実践・評価している	3
		・実施した基本チェックリストを基に、その方の状況に応じた支援をし必要な書類と記録を残している	3
		・関係機関と連携しながら二次予防事業対象者が事業に参加できるよう支援している	3
		・二次予防事業対象者把握のための講演会等を1圏域につき年1回以上実施している(他の事業との併設、ブランチとの共同開催も可)	4
		・介護予防を図るため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている(他の事業との併設、ブランチとの共同開催も可)	3
	認知症高齢者等支援	・地域関係者から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ｹｰｽがある	4
		・専門機関から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ｹｰｽがある	3
		・地域住民あるいは支援関係者に対し、認知症高齢者支援のための講演会・研修会等を開催している	4
	権利擁護・虐待防止	・担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保管されている	3
		・地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている	3
		・地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している	3
		・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	3
	センターの周知活動	・地域の支援関係者に対し、センター活動の理解と利用促進に取組んでいる	4

★ 担当ブランチがない場合や通報がない場合は、評価不要とする